

地域未来投資促進法の概要
＜地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律＞
(平成29年6月2日公布 3ヶ月以内に施行予定)

1. ねらい

- 近年、地域経済の事業環境変化に伴い、産業・雇用の担い手は多様化。
- 観光・航空機部品など**地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野**に挑戦する取組が登場しつつある。

＜新たな成長分野の例＞

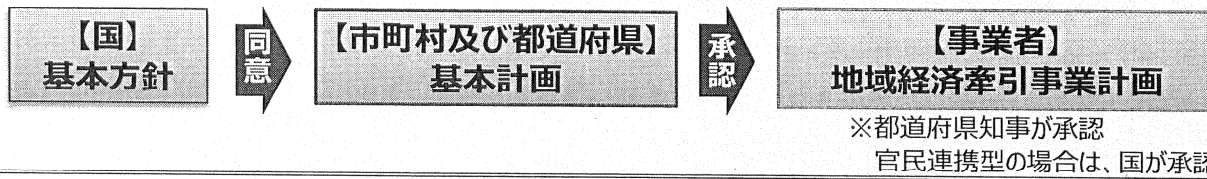
- ①成長ものづくり分野（医療機器、航空機部品、新素材等）
- ②農林水産、地域商社
- ③第4次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）
- ④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連
- ⑤環境・エネルギー分野
- ⑥ヘルスケア・教育サービス 等

- こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、政策資源を集中投入する。

2. 法律のポイント

- 地域の特性を活用した事業の生み出す**経済的波及効果**に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援。
- 製造業のみならず**サービス業等の非製造業を含む、幅広い事業を対象とした支援措置**を講ずる。
- 当面、**3年間で2,000社程度**の支援を目指す。

＜事業計画承認までの流れ＞



3. 主な支援措置

- ① 設備投資税制（機械・装置等 40%特別償却、4%税額控除 等）
- ② 地方税（固定資産税等）の免税及び減税に対する補てん
- ③ 地方創生推進交付金（平成29年度1,000億円）の活用
- ④ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ⑤ リスクマネーの供給促進（地域経済活性化支援機構、中小基盤整備機構等）
- ⑥ 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

※ 地方公共団体の基本計画策定に際しては、地域経済分析システム（RESAS）の活用による情報提供等を通じてサポートする。
また、地域中核企業候補2,000社程度を抽出し、夏頃を目途に公表予定。

平成30年12月21日

地域未来投資促進法に基づく地方自治体の基本計画に同意しました

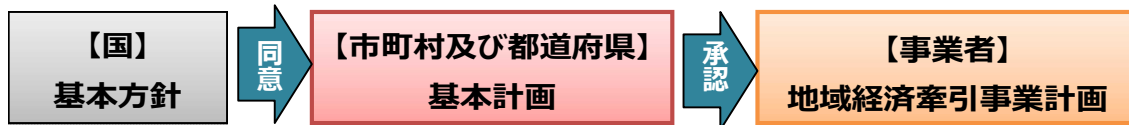
～高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）の計画に同意～

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が新たに作成した9基本計画（四国管内では高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）を促進区域とする1計画）に同意しました。今後も、基本計画に基づき地域経済牽引事業の創出を促進してまいります。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を作成し、国が同意します。同意された基本計画に基づき、事業者が作成する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認し（※官民連携型の場合は国が承認）、国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援します。



2. 今回同意した基本計画について

地域未来投資促進法に基づく基本計画として、11月末までに提出があった基本計画に同意しました。

全国で新たに同意した基本計画は9計画（四国管内では高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）を促進区域とする1計画（基本計画の概要は別紙参照）、変更に同意した基本計画は8計画となります。

なお、これまでに同意した基本計画と合わせて、47都道府県等の210計画、うち四国管内では4県等の9計画となりました。

3. 地域未来投資促進法に基づく支援策について

今後、都道府県知事の承認を得た地域経済牽引事業は、税制支援や金融支援など国の支援措置を活用できます。詳細については下記URLをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

※ページ中ほどの「地域経済牽引事業に対する支援策」をご覧ください。

（本発表資料のお問い合わせ先）

四国経済産業局地域経済部 地域未来投資促進室 参事官 渡部

担当者：松岡、石山

電話：087-811-8516（直通：新規事業室）

URL：<http://www.shikoku.meti.go.jp/>

高知県物部川地域における基本計画の概要

計画のポイント

高知県物部川地域の基幹産業である農業や地域を牽引する製造業に加え、特に、物部川地域の特徴を生かした新たな成長分野として期待できる「食品加工」や「観光」を軸とした関連産業を育成し、新たな産業の創出を促進していくことで、こうした産業を通じて獲得された需要を、第一次産業従事者や他の事業者にも波及させ、ひいては地域全体の所得の向上と経済の活性化を目指す。

促進区域

高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

経済的効果の目標

1件あたり平均3,282万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.33倍の波及効果を与え、促進区域で3億555万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①、②のいずれか）】

- ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品関連産業・地域商社分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：3,282万円超

【要件3：いずれかかの経済的効果が見込まれること】

- 売上額：3.5%増加
- 雇用者数：3.5%増加
- 取引額：3.5%増加

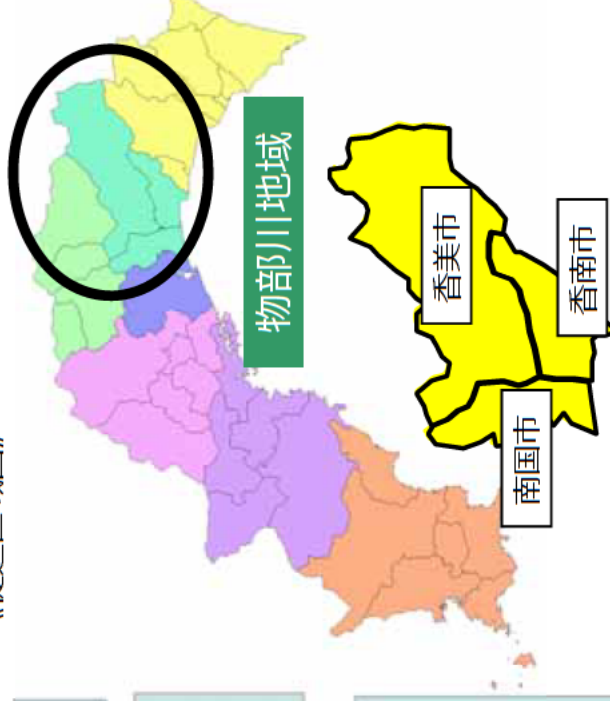
制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設などの支援制度の充実、強化
- ・相談窓口の設置など事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・インフラ整備
- ・人材育成・確保支援
- ・県と市町村の綿密な連携体制の構築や関連する計画との連携
- ・等

地域経済牽引支援機関

高知県工業技術センター、高知県農業技術センター、高知県森林技術センター、高知県水産試験場、高知県産業振興センター、高知大学、高知工科大学、高知工業専門学校、高知職業能力開発短期学校、四国銀行、高知銀行、南国市商工会、香美市商工会、香南市商工会、高知県中小企業団体中央会、高知県観光コンベンション協会、南国市観光協会、香南市観光協会、香美市観光協会、物部川DMO協議会、高知県産学官民連携センター、高知県移住促進・人材確保センター

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日から平成35年度末日まで